

変更前（変更点に下線）

変更後（変更点に下線）

変更理由

イ 発電制約量の配分

(ア) 発電制約量の算定

発電制約量は、送配電等業務指針第244条及び附則（平成30年6月29日）第2条に基づき、制約の対象として選定した発電機（作業停止の発電機も含む）により定格容量比率按分した量とする。（発電機の最低出力等は考慮しない）

（中略）

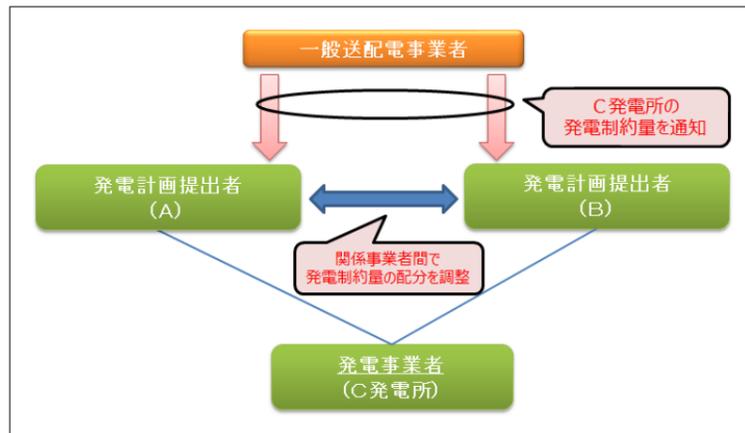


図5 複数の発電計画提出者と契約がある発電機への発電制約量の通知

イ 発電制約量の配分

(ア) 発電制約量の算定

発電制約量は、送配電等業務指針第244条及び附則（平成30年6月29日）第2条に基づき、制約の対象として選定した発電機（作業停止の発電機も含む）により定格容量比率按分した量とする。（発電機の最低出力等は考慮しない）

（中略）

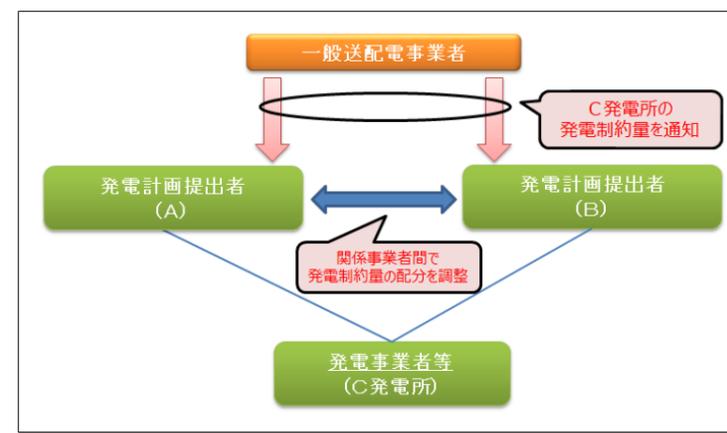


図5 複数の発電計画提出者と契約がある発電機への発電制約量の通知

・電気事業法上の「発電事業者」とならない発電者を考慮して「発電事業者等」と記載

なお、FIT 発電の送配電買取（FIT 特例③）の場合は、一般送配電事業者がFIT 特例③を利用する発電事業者等に発電制約量を通知し、同発電事業者等が発電制約量売買方式を実施する。

（発電制約量売買方式を実施する発電計画提出者が存在せず、代わりに一般送配電事業者が直接、発電制約量売買方式に関わることは、一般送配電事業者の中立性、公平性の観点から問題があるため、FIT 特例③を利用する発電事業者等とした。）

・FIT 発電の送配電買取（FIT 特例③）における発電制約量売買方式の実施個所を記載

【イメージ図】

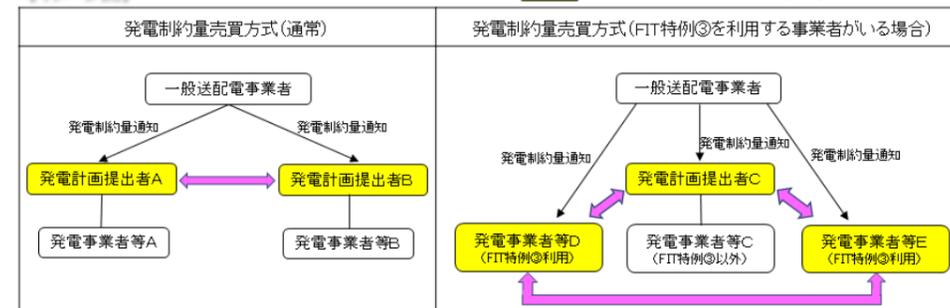


図6 FIT 特例③を利用する事業者がいる場合の発電制約量売買方式

h 定格容量比率按分の適用が困難な場合

一般送配電事業者は、電圧調整に必要で最低出力以下にできない発電機がある系統(例⑥)や、電氣的距離によって発電制約効果が変動するループ系統(例⑦)、特定の発電機を停止させる必要がある故障電流対策や安定度制約等としての停止などにおいては、定格容量比率按分の適用が困難なため、必要に応じて「(8) 作業停止計画の承認」に則った対応を行う。なお、制約を逸脱しない範囲内で、発電制約量売買方式を実施してもよい。

また、公平性・透明性の観点から、上記理由により定格容量比率按分以外の方法による発電制約を実施した場合(ただし、例⑥～⑧-2以外の方法により発電制約を実施した場合でかつ、発電制約の対象となる事業者が複数の場合に限る)、広域機関は検討会等に報告する。

h 定格容量比率按分の適用が困難な場合

一般送配電事業者は、電圧調整に必要で最低出力以下にできない発電機がある系統(例⑥)や、電氣的距離によって発電制約効果が変動するループ系統(例⑦～⑧-2)、特定の発電機を停止させる必要がある故障電流対策(例⑨)や安定度制約等としての停止などにおいては、定格容量比率按分の適用が困難なため、必要に応じて「(8) 作業停止計画の承認」に則った対応を行う。なお、制約を逸脱しない範囲内で、発電制約量売買方式を実施してもよい。

また、公平性・透明性の観点から、上記理由により定格容量比率按分以外の方法による発電制約を実施した場合(ただし、例⑥～⑨以外の方法により発電制約を実施した場合でかつ、発電制約の対象となる事業者が複数の場合に限る)、広域機関は検討会等に報告する。

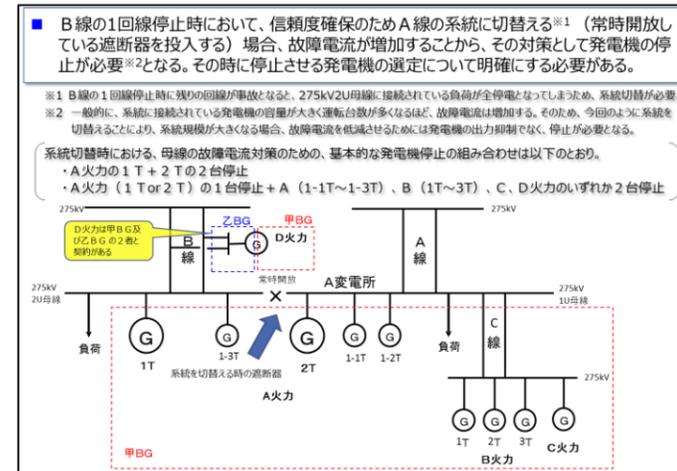
【例⑨】 故障電流対策のための発電機停止の考え方

故障電流対策のための発電機停止の考え方については以下のとおり。

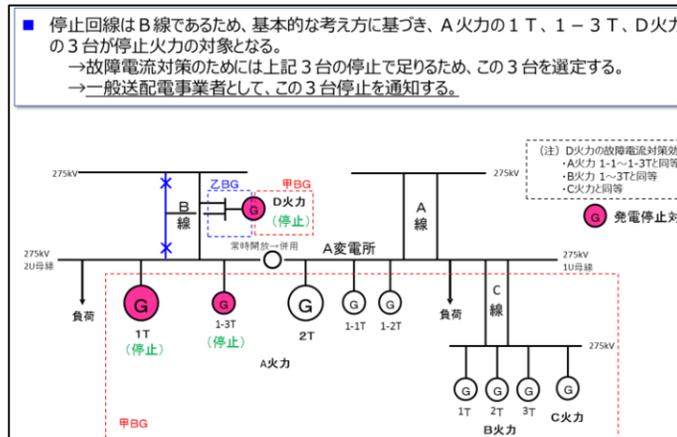
○「系統切替を伴う流通設備作業停止の考え方」に準じ、まずは「切替前の作業停止系統に連系している発電機(切替えられた発電機)を停止させる発電機の対象とする。*

※足りない場合は、切替後の発電機も対象とし、一般送配電事業者と関係事業者の協議の上で追加発電機を選定する。

具体的な適用例を以下に示す。



【停止させる発電機選定の考え方】



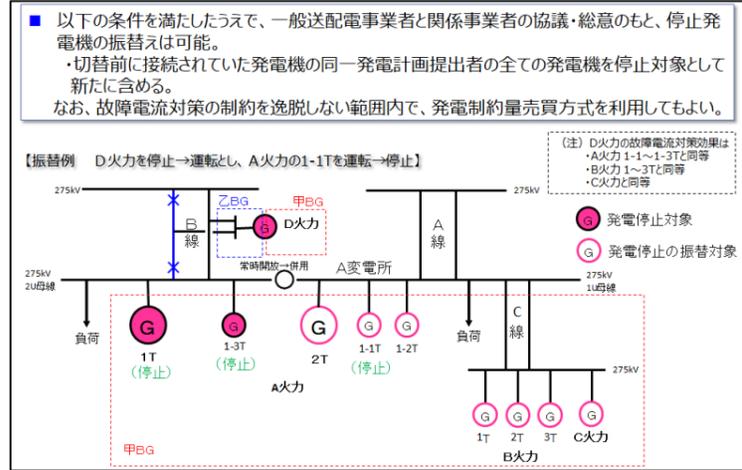
・故障電流対策のための発電機停止の考え方について記載。

変更前 (変更点に下線)

変更後 (変更点に下線)

変更理由

【停止させる発電機を振替えるための方策】



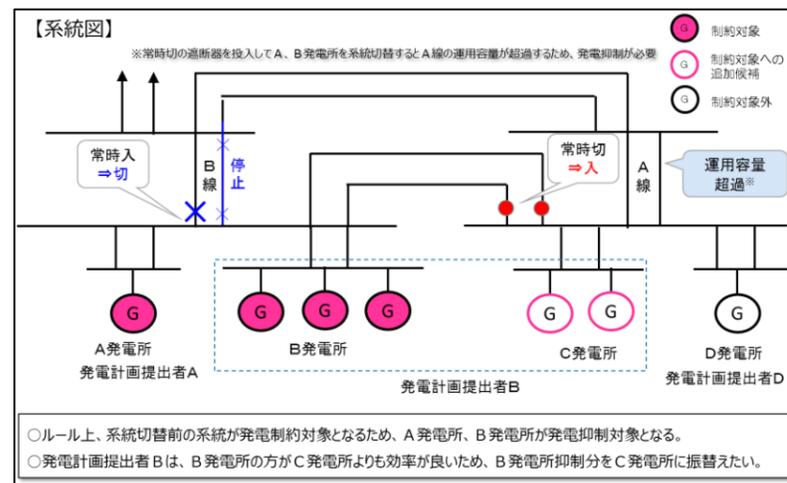
i 発電制約量の振替及び発電制約量売買方式の対象範囲について

発電制約量の振替及び発電制約量売買方式の対象範囲についての基本的考え方は以下のとおり。

○発電制約対象範囲内の発電機と範囲外の発電機間の振替及び発電制約量売買方式の利用は基本的には不可。ただし、条件付きで振替えることは可能。

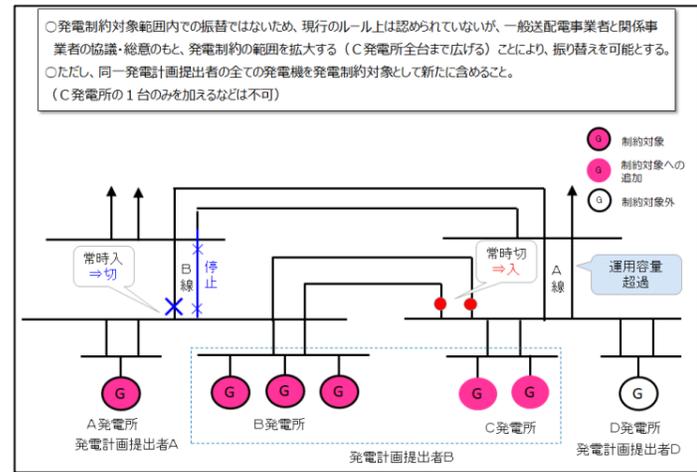
具体的な適用例を以下に示す。

【適用例1：系統切替を伴う場合】

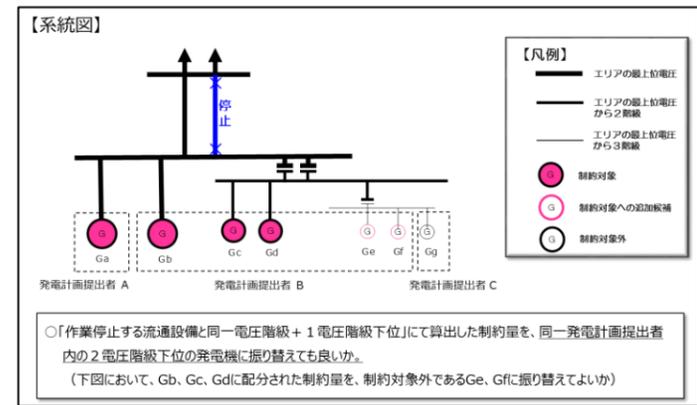


・発電制約量の振替及び発電制約量売買方式の対象範囲の考え方を記載。

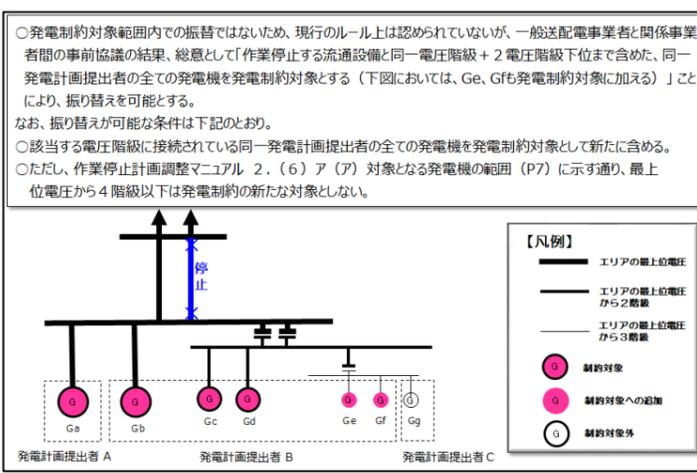
【適用例1において、振替を実施するための方策】



【適用例2：2電圧階級下位に接続されている発電機の扱い】

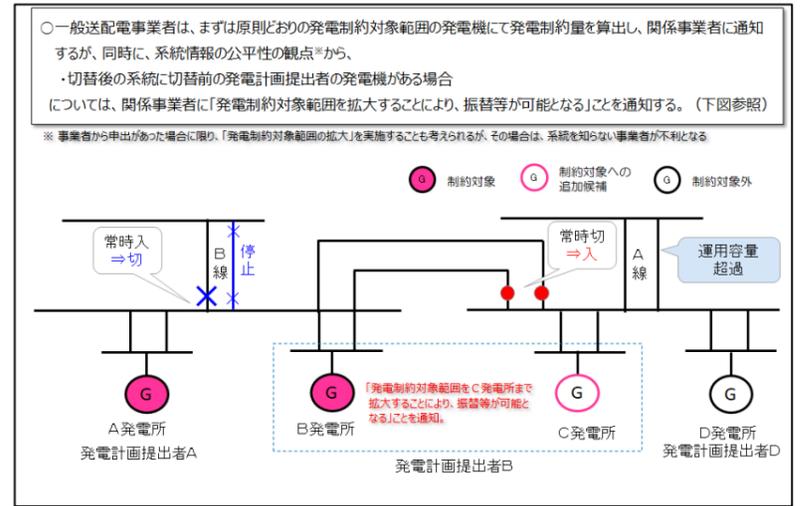


【適用例2において、振替を実施するための方策】

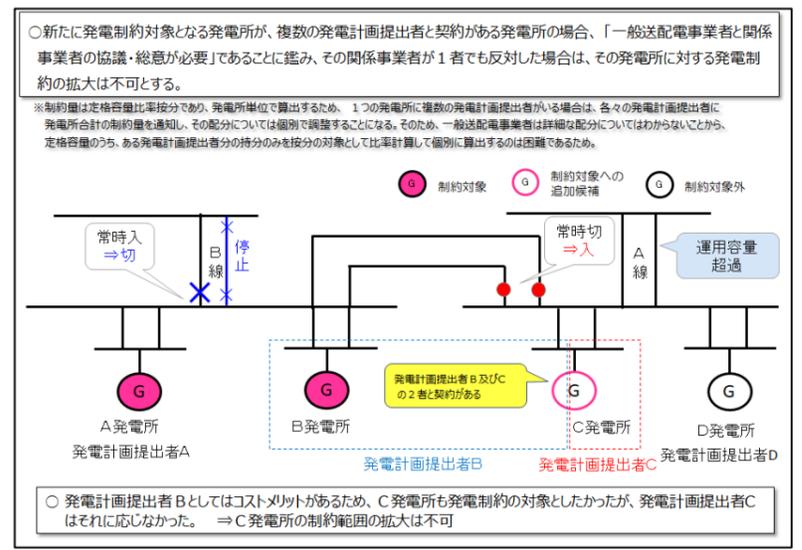


ただし、適用例1、2において、「発電制約対象範囲の拡大」を実施するにあたっての留意事項は以下の2つ。

【留意事項①】



【留意事項②】



変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)	変更理由
<p>(ウ) 発電制約量の調整 (発電制約量売買方式)</p> <p>関係事業者は、一般送配電事業者が通知した発電制約量に対して調整の希望がある場合、発電制約量の調整を行うことができる。調整の希望がない場合は、一般送配電事業者が発電制約量として通知した値を発電制約量とする。</p>	<p>(ウ) 発電制約量の調整 (発電制約量売買方式)</p> <p>関係事業者は、一般送配電事業者が通知した発電制約量に対して調整の希望がある場合、発電制約量の調整を行うことができる。調整の希望がない場合は、一般送配電事業者が発電制約量として通知した値を発電制約量とする。</p> <p><u>なお、この発電制約量の調整対象は、送配電等業務指針 附則 (平成 30 年 6 月 29 日) 第 2 条第 1 項及び第 2 項より、一般送配電事業者が制約対象と選定し通知した発電機となる。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発電制約量の調整対象の説明を記載
<p>f 発電制約量の通知断面</p> <p>年間計画及び月間計画における通知断面については、需給状況等により変動すると考えられるため、以下の断面を目安とするが、必要に応じ<u>関係者と協議</u>の上、見直すことができる。また、再エネが大量に導入されている系統など、予め発電制約量に変動があると見込まれる場合においては、関係事業者と協議の上、一般送配電事業者は必要に応じて発電制約量を幅で通知することも可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間計画においては、月ごとに平日、土曜日、日祝日の各 24 点 ・月間計画においては、日ごとに 24 点 	<p>f 発電制約量の通知断面</p> <p>年間計画及び月間計画における通知断面については、需給状況等により変動すると考えられるため、以下の断面を目安とするが、必要に応じ<u>一般送配電事業者と関係事業者の協議</u>の上、見直すことができる。また、再エネが大量に導入されている系統など、予め発電制約量に変動があると見込まれる場合においては、関係事業者と協議の上、一般送配電事業者は必要に応じて発電制約量を幅で通知することも可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間計画においては、月ごとに平日、土曜日、日祝日の各 24 点 ・月間計画においては、日ごとに 24 点 	<ul style="list-style-type: none"> ・「関係者」を明確に記載
<p>③給電指令の検証</p> <p>広域機関は、緊急時における発電抑制に伴う給電指令で複数の関係事業者に対して発電抑制が発生した場合は、一般送配電事業者に「その内容について広域機関への報告」を求め、検討会等において検討中の一般送配電事業者調整方式等の導入までを目途に、以下の事項について広域機関が検証し、その内容を検討会等に報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給電指令が妥当であったか。 ・給電指令に<u>発電事業者</u>が従っているか。 ・給電指令時補給が給電指令から原則として 3 コマ分までとなっているか。 	<p>③給電指令の検証</p> <p>広域機関は、緊急時における発電抑制に伴う給電指令で複数の関係事業者に対して発電抑制が発生した場合は、一般送配電事業者に「その内容について広域機関への報告」を求め、検討会等において検討中の一般送配電事業者調整方式等の導入までを目途に、以下の事項について広域機関が検証し、その内容を検討会等に報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給電指令が妥当であったか。 ・給電指令に<u>発電事業者等</u>が従っているか。 ・給電指令時補給が給電指令から原則として 3 コマ分までとなっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気事業法上の「発電事業者」とならない発電者を考慮して「発電事業者等」と記載

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)	変更理由																																																		
<p>ウ その他</p> <p>○「(6) 広域連系系統 (連系線は除く) において発電制約を伴う作業停止計画調整の考え方」は、検討会等において検討中の、一般送配電事業者調整方式等の導入までの暫定運用である。</p> <p>○発電制約を伴う作業停止で選定された発電機の発電計画提出者が変更になる場合は、円滑な作業停止計画の調整を図るため、当該事業者は、計画策定時において一般送配電事業者と発電計画提出者間で確認した作業停止計画や発電制約量等を、新発電計画提出者及び当該発電事業者へ引き継ぐ。</p>	<p>ウ その他</p> <p>○「(6) 広域連系系統 (連系線は除く) において発電制約を伴う作業停止計画調整の考え方」は、検討会等において検討中の、一般送配電事業者調整方式等の導入までの暫定運用である。</p> <p>○発電制約を伴う作業停止で選定された発電機の発電計画提出者が変更になる場合は、円滑な作業停止計画の調整を図るため、当該事業者は、計画策定時において一般送配電事業者と発電計画提出者間で確認した作業停止計画や発電制約量等を、新発電計画提出者及び当該発電事業者等へ引き継ぐ。</p>	<p>・電気事業法上の「発電事業者」とならない発電者を考慮して「発電事業者等」と記載</p>																																																		
<p>附則</p> <p><u>発電制約量売買方式による関係事業者間調整は、以下のとおり本マニュアルが施行された 2018 年 10 月 1 日より前に決定されていた件名 (調整済みの件名) については、適用外とする。</u></p> <p><u>ただし、調整済みの件名において、上記を希望する旨の関係事業者間の総意がある場合は、発電制約量売買方式による関係事業者間調整を適用することができる。</u></p> <p>【年間計画】</p> <p><u>2019 年度分：2017 年度に策定した年間計画 (翌々年度分) として決定済みの件名</u></p> <p>【月間計画】</p> <p><u>2019 年度分：上記年間計画からの月間計画件名</u></p>		<p>・適用外とする件名がないため、附則は削除する。</p>																																																		
<p>改正履歴</p> <table border="1" data-bbox="68 1140 1205 1549"> <thead> <tr> <th>バージョン</th> <th>改正日</th> <th>追加・変更内容</th> <th>変更箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 0</td> <td>2018 年 10 月 1 日</td> <td>・新規</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">2. 0</td> <td rowspan="4">2019 年 10 月 1 日</td> <td>・「一般送配電事業者調整方式」の定義を追加、削除</td> <td>P 4、26</td> </tr> <tr> <td>・関係会社間の調整における基本的考え方を追加</td> <td>P 19</td> </tr> <tr> <td>・緊急時における考え方を追加</td> <td>P 21～23</td> </tr> <tr> <td>・「附則」を修正</td> <td>P 34</td> </tr> </tbody> </table>	バージョン	改正日	追加・変更内容	変更箇所	1. 0	2018 年 10 月 1 日	・新規	—	2. 0	2019 年 10 月 1 日	・「一般送配電事業者調整方式」の定義を追加、削除	P 4、26	・関係会社間の調整における基本的考え方を追加	P 19	・緊急時における考え方を追加	P 21～23	・「附則」を修正	P 34	<p>変更履歴</p> <table border="1" data-bbox="1234 1140 2371 1904"> <thead> <tr> <th>バージョン</th> <th>変更日</th> <th>追加・変更内容</th> <th>変更箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 0</td> <td>2018 年 10 月 1 日</td> <td>・新規</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">2. 0</td> <td rowspan="4">2019 年 10 月 1 日</td> <td>・「一般送配電事業者調整方式」の定義を追加、削除</td> <td>P 4、26</td> </tr> <tr> <td>・関係会社間の調整における基本的考え方を追加</td> <td>P 19</td> </tr> <tr> <td>・緊急時における考え方を追加</td> <td>P 21～23</td> </tr> <tr> <td>・「附則」を修正</td> <td>P 34</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">3. 0</td> <td rowspan="4">2020 年 10 月 1 日</td> <td>・FIT 発電の送配電買取 (FIT 特例③) の場合を追加</td> <td>P 9</td> </tr> <tr> <td>・故障電流対策のための発電機停止の考え方を追加</td> <td>P 16、17</td> </tr> <tr> <td>・発電制約量の振替及び発電制約量売買方式の対象範囲の考え方を追加</td> <td>P 18～20</td> </tr> <tr> <td>・発電制約量の調整対象の説明を追加</td> <td>P 22</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・「附則」を削除</td> <td>P 39</td> </tr> </tbody> </table>	バージョン	変更日	追加・変更内容	変更箇所	1. 0	2018 年 10 月 1 日	・新規	—	2. 0	2019 年 10 月 1 日	・「一般送配電事業者調整方式」の定義を追加、削除	P 4、26	・関係会社間の調整における基本的考え方を追加	P 19	・緊急時における考え方を追加	P 21～23	・「附則」を修正	P 34	3. 0	2020 年 10 月 1 日	・FIT 発電の送配電買取 (FIT 特例③) の場合を追加	P 9	・故障電流対策のための発電機停止の考え方を追加	P 16、17	・発電制約量の振替及び発電制約量売買方式の対象範囲の考え方を追加	P 18～20	・発電制約量の調整対象の説明を追加	P 22			・「附則」を削除	P 39	<p>・変更履歴の見直し</p>
バージョン	改正日	追加・変更内容	変更箇所																																																	
1. 0	2018 年 10 月 1 日	・新規	—																																																	
2. 0	2019 年 10 月 1 日	・「一般送配電事業者調整方式」の定義を追加、削除	P 4、26																																																	
		・関係会社間の調整における基本的考え方を追加	P 19																																																	
		・緊急時における考え方を追加	P 21～23																																																	
		・「附則」を修正	P 34																																																	
バージョン	変更日	追加・変更内容	変更箇所																																																	
1. 0	2018 年 10 月 1 日	・新規	—																																																	
2. 0	2019 年 10 月 1 日	・「一般送配電事業者調整方式」の定義を追加、削除	P 4、26																																																	
		・関係会社間の調整における基本的考え方を追加	P 19																																																	
		・緊急時における考え方を追加	P 21～23																																																	
		・「附則」を修正	P 34																																																	
3. 0	2020 年 10 月 1 日	・FIT 発電の送配電買取 (FIT 特例③) の場合を追加	P 9																																																	
		・故障電流対策のための発電機停止の考え方を追加	P 16、17																																																	
		・発電制約量の振替及び発電制約量売買方式の対象範囲の考え方を追加	P 18～20																																																	
		・発電制約量の調整対象の説明を追加	P 22																																																	
		・「附則」を削除	P 39																																																	